

【テーマ】

クマ出没の多発に伴う地域安全確保
と対応体制の強化について

(長浜市)

～滋賀県内の状況～

●目撃件数（令和7年11月30日現在）（滋賀県自然環境保全課への聞き取りによる数値）

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7 (11/30現在)
大津市	8	9	6	9	52	42
彦根市	1	1		1		
長浜市	22	10	9	21	23	41
栗東市					5	1
甲賀市	1		1		3	
湖南市						1
高島市	47	29	33	56	92	25
東近江市	1			1		1
米原市	24	6	1	2	3	13
日野町			1			
多賀町	2		1	2		
（合計）	106	55	52	92	178	120

クマの出没状況
について

～全国の状況～

(出典：環境省ホームページ：クマの出没情報（速報値） 令和7年12月5日更新から抜粋)

●目撃件数（直近3カ年度 R7は11月30日現在）

	R5	R6	R7		R5	R6	R7		R5	R6	R7
北海道	—	—	—	新潟県	1,450	925	2,347	奈良県	58	143	98
青森県	1,146	725	2,511	富山県	641	326	702	和歌山県	47	180	65
岩手県	5,877	2,883	7,583	石川県	276	424	315	鳥取県	164	272	72
宮城県	1,357	800	2,183	福井県	766	897	641	島根県	964	1,561	676
秋田県	3,723	1,340	9,852	山梨県	172	315	242	岡山県	119	134	32
山形県	772	357	2,099	長野県	1,406	1,430	1,088	広島県	724	789	400
福島県	709	618	1,404	岐阜県	660	674	879	山口県	444	799	300
茨城県	0	0	1	静岡県	121	156	107	徳島県	1	7	6
栃木県	142	255	234	愛知県	19	19	15	香川県	0	0	0
群馬県	715	678	1,085	三重県	40	162	64	愛媛県	0	0	0
埼玉県	144	108	120	滋賀県	92	178	91	高知県	2	4	0
千葉県	—	—	—	京都府	868	1,908	945	注：数値は、環境省が都道府県から聞き取った速報値です。なお、出没数は、都道府県ごとにそれぞれ異なった方法（警察への通報件数、市町村からの情報など）により取りまとめたものです。			
東京都	114	181	142	大阪府	11	15	19				
神奈川県	80	122	57	兵庫県	524	1,128	439				

クマの出没状況について

●人身被害の状況（R7）

（出典：環境省ホームページ：クマによる人身被害件数（速報値）令和7年12月5日更新から抜粋）

都道府県	人身被害件数	被害者数	死亡者数	都道府県	人身被害件数	被害者数	死亡者数	都道府県	人身被害件数	被害者数	死亡者数
北海道	5	6	2	新潟県	16	17	0	奈良県	2	2	0
青森県	10	10	0	富山県	4	4	0	和歌山県	0	0	0
岩手県	36	37	5	石川県	0	0	0	鳥取県	0	0	0
宮城県	5	5	1	福井県	3	3	0	島根県	0	0	0
秋田県	58	66	4	山梨県	2	2	0	岡山県	0	0	0
山形県	12	12	0	長野県	10	15	1	広島県	1	1	0
福島県	21	24	0	岐阜県	4	4	0	山口県	0	0	0
茨城県	0	0	0	静岡県	0	0	0	徳島県	0	0	0
栃木県	4	4	0	愛知県	0	0	0	香川県	0	0	0
群馬県	10	12	0	三重県	0	0	0	愛媛県	0	0	0
埼玉県	0	0	0	滋賀県	2	2	0	高知県	0	0	0
千葉県	0	0	0	京都府	2	2	0				
東京都	1	1	0	大阪府	0	0	0				
神奈川県	0	0	0	兵庫県	1	1	0				

2件とも長浜市で発生している。

クマの出没状況について

～長浜市内の状況～

令和7年4月22日 クマによる人身被害の発生状況

出没時刻	4月22日（火） 5時10分ごろ
出没場所	市街地の団地内駐車場  
出没状況	<ul style="list-style-type: none">◆5時10分頃 急に現れたクマに女性が左前腕を噛まれ、転倒時に怪我。◆クマは逃走。警察により追跡が行われた。◆6時40分頃 現場から約3km離れた田んぼ内で、市の要請により現場へ駆け付けた猟友会メンバーにより駆除された。 <p>※警察官職務執行法第4条第1項に基づく警察官の命令による駆除</p> 
個体情報	体長1.5mの成獣（オス）

クマの出没状況について



田んぼ内を移動している、駆除前のツキノワグマ

人身被害が発生しているため、9月1日以降であれば、市長の判断で「緊急銃猟」を行うケースであった。

(参考) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律 (令和7年法律第28号) の概要

人の日常生活圏にクマ等が出没した場合に、地域住民の安全の確保の下で銃猟を可能とする。



ツキノワグマ イノシシ

■ 背景

クマ等 (ヒグマ、ツキノワグマ、イノシシ) の人の日常生活圏への出没が増加。とりわけ令和5年度にはクマによる人身被害の人数が過去最多^{※1}

※1 件数の把握がある平成18年度以降最多 (198件219人)

現行の鳥獣保護管理法は、住居集合地域等^{※2}における銃猟、建物・乗物・飼養動物に向かってする銃猟、夜間の銃猟を禁止 (第38条)。

※2 住居が集合している地域又は広場、駅、その他の多数の者の集合する場所。

現に危険が生じている場合は、警察官職務執行法による命令や刑法の緊急避難により、応急的に銃猟を実施しているが、膠着状態にある場合において、より予防的・迅速な対応を可能とする必要。

■ 主な改正内容 クマ等の銃猟に関する制度の見直し

○市町村長は、

- ①危険鳥獣 (クマ等) が人の日常生活圏 (住居、広場、乗物等) に侵入^{※3}し、
- ②危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止する措置が緊急に必要で、
- ③的確かつ迅速に危険鳥獣の捕獲等を行うことが銃猟以外の方法では困難であり、
- ④避難等によって地域住民等に弾丸が到達するおそれがない場合には、
危険鳥獣の銃猟を捕獲者^{※4}に委託して実施させることができる(緊急銃猟) (第38条の適用除外)。

※3 侵入するおそれが大きいことを含む。

※4 政令で定める技能要件を満たす者に限る。

○緊急銃猟の実施にあたり、下記の関連規定を整備。

- ・地域住民の安全確保のため、必要に応じ、市町村長は通行制限、避難指示を実施。
- ・市町村長は、都道府県知事に応援を要請することができる。
- ・緊急銃猟の実施に伴う損失 (物損) については、市町村長が補償^{※5}。

※5 保険により対応することを想定



北海道斜里町提供
市街地に出没したヒグマ



福井県提供
建物の中庭に侵入したツキノワグマ



北海道札幌市提供
対応に当たる銃器所持者等

クマ等が人の日常生活圏に侵入する事態に対し、安全かつ迅速に対応することを可能に

<施行日> 令和7年9月1日

※上記改正法による制度整備に加え、国は財政支援 (交付金) や技術的支援 (ガイドライン策定) 等を実施

『緊急銃猟』
制度について

(出典：環境省ホームページ
内「緊急銃猟への協力のお願いについて (R7.11)」)

制度の資料については、P.12~17参照

滋賀県ツキノワグマ第一種特定鳥獣保護計画（第4次）概要版

目的

滋賀県においてクマは存続基盤が脆弱な希少種であるとともに、滋賀県内の生息地は東日本と西日本の個体群の分布の重要な中継地点となっている。一方で、クマは人間との軋轢がある動物である。以上を踏まえて、次の目的の達成のための施策を実施する。

- ・地域個体群の安定的維持
- ・人身被害の回避および生活環境被害・農林業被害等の低減

概要

○ 計画期間：令和5年4月1日～令和10年3月31日

○ 県内の分布状況

白山・奥美濃地域個体群と北近畿東部地域個体群に属する個体群が、湖北および湖西にそれぞれ分布している。また、少ないながらも鈴鹿山脈等においてクマの出没が確認されている。

○ 県内の生息数：

【湖北個体群（白山・奥美濃地域個体群）】

- ・推定生息数：164頭（90%信頼区間63～266頭）
- ・第3次計画策定時と比較して顕著な増減は認められず、横ばい傾向と推定。

【湖西個体群（北近畿東部地域個体群）】

- ・推定生息数：152頭（90%信頼区間58～246頭）
- ・第3次計画策定時と比較して顕著な増減は認められず、横ばい傾向と推定。

【その他の地域の個体】

- ・引き続き目撃情報の収集等により実態把握に努める。

○ 地域個体群ごとの生息数と県内の保護の施策

地域個体群全体について	県内の個体群について
1. 白山・奥美濃地域個体群 （石川、福井、岐阜、滋賀（※富山を除く）の合計） 推定生息数：約1,100～6,900頭 →個体数水準4相当	湖北個体群（白山・奥美濃地域個体群） ① 年間総捕獲数上限：県内推定生息数（164頭（90%信頼区間63～266頭））の12%、20頭（26頭→20頭）とする。 ② 狩猟：自粛を継続（捕獲した場合には報告が必要）
2. 北近畿東部地域個体群（福井、京都、滋賀の合計） 推定生息数：約900～1,100頭 →個体数水準3～4相当	湖西個体群（北近畿東部地域個体群） ① 年間総捕獲数上限：県内推定生息数152頭（90%信頼区間58～246頭）の8%、12頭（8頭→12頭）とする。 ② 狩猟：自粛を継続（捕獲した場合は報告が必要）

滋賀県ツキノワグマ第一種特定鳥獣保護計画（第4次）



滋賀県ツキノワ グマ第一種特定 鳥獣保護計画 (第4次)

- 被害防除の施策
 - (1) 人身被害の回避・生活環境被害等の低減
 - ・人の生活域においては、人の安全を最優先とする。
 - ・引き続き「ツキノワグマ出没対応マニュアル」に基づき、県、市町、警察、住民等の関係者が次の①～③の段階における対応を行う。
 - ・環境省の基本指針に基づき、錯誤捕獲個体については原則として放獣を行う。しかし、人の安全を最優先とし、人身被害が発生するおそれがあるときは、状況に応じて捕殺を行うことも検討する。
 - ①予防対応（クマと人間が遭遇することがないように事前に行う対応）
 - ②一般対応（集落内などでクマの目撃があり、当面人身被害の危険性が小さい場合の対応）
 - ③緊急対応（人身被害を発生させる恐れが高く緊急性のある場合にとる対応）
 - (2) 普及啓発
 - ・クマに対する正しい知識を身につけ、適切な対応をとることができるよう、クマの生態や出没の状況について普及啓発を行う。また、被害を防止するため、市町等と連携・協力し、クマの出没が少ない地域も含め、地域住民に対してクマの生態や出没などについての情報提供を行う。
 - (3) 生息環境管理
 - ・生物多様性が保全され、多様な動植物が生息・生育する豊かな森林づくりに引き続き努める。
 - ・人間の生活域へのクマなどの侵入を防ぐ心理的障壁とするため、林縁部の整備を行うなど、隠れ場のない緩衝地帯を設けるよう引き続き努める。
 - (4) 林業被害対策
 - ・間伐等の森林整備事業に併せテープ巻による被害防除対策を進める。
 - (5) 関係府県等との連携・協力
 - ・白山・奥美濃地域個体群および北近畿東部地域個体群は、近隣府県に生息するものも含めると全体として生息数が増加傾向にあることから、関係府県および環境省との一層の連携・協力を図る。
 - その他保護のために必要な事項
 - ・モニタリングの実施
 - 県は市町等関係機関と連携の上、生息状況、被害発生状況、被害防除実施状況、捕獲状況のモニタリングを実施し、その結果を保護の方針に反映する。
 - ・堅果類の豊凶状況調査と注意喚起の実施
 - 県は、クマの出没予測に資するため、毎年堅果類の豊凶調査を実施し、クマの大量出没の危険性があると判断された年には、可能な限り早期にその情報を発信し、広く注意喚起を行う。
- (以下省略)

緊急銃猟の実施における市町の課題

【課題1】 制度の適切かつ安全な実施に向けた体制整備

(問題点)

●地域住民の安全確保措置の実務的負担

市町は「緊急銃猟」の実施判断、住民への周知・避難誘導、現場規制などの対応職員の確保と、実施体制構築が実務上の大きな負担となっている。

●難易度の高いマニュアル作成

国は、必要な人員や警察など関係機関との協力体制、実施手順などをまとめたマニュアルの作成を推奨しているが、地域の実情に即した具体的な実行マニュアルの作成は市町にとって業務負担となっている。

《長浜市の状況》 独自マニュアルを策定（令和7年10月1日）

●警察や捕獲者との連携

国のガイドラインでは、緊急時に備え、警察や猟友会等の関係者と定期的に机上・実地訓練を行い、連携体制や手順を確認することが望ましいとされているが、訓練の実施に当たっては、クマを管理している県との調整が不可欠となっている。

《長浜市の状況》 令和7年12月22日に机上訓練を実施

●実施判断の難しさ

「人命に関わる」という極めて緊急性の高い状況下で、緊急銃猟の実施条件（人の生活圏への侵入、緊急性、他の捕獲方法の困難性、安全性の確保）を満たしているかの最終判断は市町長が行うことになっているが、「侵入の恐れが大きい」や「緊急性」といった要件の解釈の曖昧さや、安全確保中に熊が移動するケースがあること、及び銃器の取り扱い等職員の専門性不足等により、実際の実施判断は非常に難しいと考えられる。

緊急銃猟の実施における市町の課題

【課題2】ハンターの育成・確保

(問題点)

●ハンター不足・高齢化

制度があっても、実際に銃猟を担うハンター（猟友会員等）が各地で不足しており、さらに高齢化も進んでいるため、将来に向けた人材確保が困難な状況が想定される。

●出勤・実行への懸念

「緊急銃猟」中に、万が一の事故が発生した場合の責任の所在について、国は「通常は問われることはない」と説明しているものの、実際に発砲するハンターは、事故のリスクや精神的負担を感じられた場合に、出勤や発砲を躊躇される懸念がある。

また、若い方を中心に、平日、日中は勤務されておられる方も多く、緊急対応が困難な場合も多い。

●クマ捕獲の経験

県は、「滋賀県ツキノワグマ第一種特定鳥獣保護計画（第4次）」により、現状、クマの狩猟自粛要請を継続しており、市町は、クマ捕獲の経験のないハンターが多い状況の中で狩猟団体へ「緊急銃猟」への従事を依頼しなければならない。

《長浜市の状況》

本市では、クマの捕獲経験者を中心に若手を含む10名の緊急銃猟対応者を選出いただいております。人材の育成に向けて、若手を同行して対応することを検討いただいております。

<（参考）クマ人材データバンクについて> （出典：環境省「緊急銃猟ガイドライン」P.17）

環境省により、クマの出没対応に従事する、生態や銃猟等に関する専門的知見と高度の捕獲技術を有する捕獲者・事業者に関する情報を収集し、都道府県・市町村に共有する取り組みを検討している。これにより、捕獲技術者の確保が困難な自治体においては、平時から近隣の登録者に協力を要請し、体制を確保することが可能となることを目指す。令和7年度より運用開始予定。

緊急銃猟の実施における市町の課題

【課題3】クマの「管理」とゾーニング管理などの予防的措置の推進

(問題点)

(前提) クマ類の指定管理鳥獣への指定

令和6年4月に、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部が改正され、クマ類が「指定管理鳥獣」へ指定された。(徳島県、香川県、愛媛県及び高知県以外)

※「指定管理鳥獣」とは、希少鳥獣以外の鳥獣であって、集中的かつ広域的に管理を図る必要があるものとして環境省令で定めるものをいう。

※「管理」とは、生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、その生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させることをいう。

(※の出典：「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」第2条)

●「管理」計画の不在

県では「滋賀県ツキノワグマ第一種特定鳥獣保護計画(第4次)」により管理を継続されているが、近隣府県ではクマ類の「指定管理鳥獣」指定以降の計画は、「第一種特定鳥獣保護計画」から「第二種特定鳥獣管理計画」になっている。

クマ類が「指定管理鳥獣」へ指定されたことに伴い、生息数を適正な水準に減少させることや、その生息地を適正な範囲に縮小させることを想定した計画が必要と考えるが、滋賀県の考えを教示いただきたい。

●緩衝帯整備等の予防措置の推進

「ゾーニング管理」により、特に、集落や集落周辺において人とクマが出会う機会を減らす取組や、人とクマの活動範囲を明確に区分し互いの領域を侵さない環境を作ることによる共生の可能性の検討も必要と考えるが、取組が進んでいない。

都道府県知事が策定

第一種特定鳥獣保護計画	第二種特定鳥獣管理計画
その生息数が著しく減少し、又は生息地の範囲が縮小している鳥獣の保護に関する計画	その生息数が著しく増加し、又は生息地の範囲が拡大している鳥獣の管理に関する計画

指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画

意見交換したい項目

【項目1】

「緊急銃猟」制度の適切かつ安全な実施に向けた体制整備

- 県内外の制度実施事例を踏まえた、現実的な県統一マニュアルの素案作成。
- 各圏域における「緊急銃猟」制度の県主導による訓練の実施。
- 「緊急銃猟」を市町職員のみでは十分に実施できないことが想定されるため、県としても市町からの要請に依らず主体的に安全確保措置を講ずる際の支援や指揮命令への技術的助言等を行う体制構築。

【項目2】

ハンターの育成・確保

- ツキノワグマの「有害捕獲」を計画に盛り込み、若手捕獲者の育成。
- ツキノワグマの出没市町において、ハンターを将来に向けて確保できるよう育成・確保。
- 国等で「ガバメントハンター」の検討が進められているが、退職した自衛官や警察官等の人材の確保・あっせんの仕組みづくり。

【項目3】

滋賀県におけるツキノワグマの「管理」体制の構築と 地域におけるゾーニング管理等予防的措置の推進

- ツキノワグマの人身被害がゼロではないことを踏まえ、有害捕獲も含めた「管理」が実行できる体制の構築。
- 市町において「ゾーニング管理」の推進体制が整っていないことを踏まえて、長期的な視点で、クマとの共生の可能性も含めた支援。

參考資料

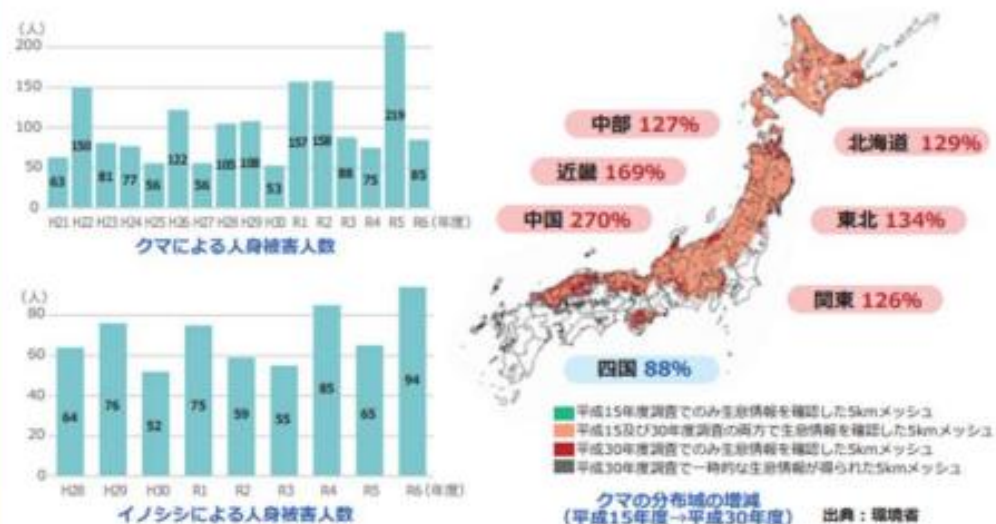
緊急銃猟制度ってなに

人の日常生活圏にクマやイノシシが出没した場合、一定の条件を満たしたときに、市町村長の判断により銃器を使用した捕獲等ができる制度です。



なぜ緊急銃猟制度が必要なの？

近年、クマやイノシシの人の日常生活圏への出没が増加傾向にあり、人身被害件数・人数がクマでは令和5年度、イノシシでは令和6年度に過去最多*1を記録。死亡事故も発生しています。 *1 クマは平成18年度、イノシシは平成28年度以降



住居集合地域等での銃器を使用した鳥獣の捕獲等は現に危険が生じていて急を要する場合に実施されてきました。しかし、膠着状態にある場合等において、より予防的かつ迅速に対処することが必要になっています。

これらに対応するために、特に人身被害を生じさせるおそれの高いクマ、イノシシについて、人の日常生活圏での銃猟を可能とするものとして制度が創設されました。

なお、緊急銃猟実施時の通行禁止・制限に正当な理由なく従わない場合、罰則の対象となる場合があります。



緊急銃猟を実施するための4つの条件

- 1 クマやイノシシが人の日常生活圏に侵入していること
※侵入するおそれ大きいことを含む。
- 2 クマやイノシシによる人命または身体への危害を防止するため、緊急に対応が必要であること
- 3 銃猟以外の方法では的確かつ迅速な捕獲等が困難であること
- 4 住民や第三者に銃猟による危害を及ぼすおそれがないこと

緊急銃猟制度のしくみ

「緊急銃猟を実施するための4つの条件」全てを満たした場合、市町村長は、市町村職員に指示または職員以外の者へ委託*2し、対象のクマ、イノシシについて、銃器により捕獲等を行うことが可能です。

*2 職員以外の者へ委託・・・大型獣の銃器での捕獲等に関する知識と経験があり、射撃練習も定期的に行っている人材に、市町村長が委託することができます。

緊急銃猟は、人の日常生活圏(例：住居や広場、生活用道路、商業施設、農地その他の勤務地)などにおいて、安全が確保された場合に実施されます。



『緊急銃猟』 制度について

(出典：環境省ホームページ内「緊急銃猟への協力のお願いについて (R7.11)」)

緊急銃猟の責任範囲・捕獲者の裁量範囲

緊急銃猟は市町村が行うものであり、最終的な責任は市町村が負います

射撃タイミング等の「銃猟行為」は捕獲者（ハンター）の専門性に委ねられます

市町村の責任範囲

緊急銃猟

緊急銃猟のための土地の立入等

市町村長が

- ✓ 緊急銃猟を実施する場所
 - ✓ 緊急銃猟の実施に当たり留意すべき事項
 - ✓ その他の緊急銃猟の実施に関する事項
- を判断し、留意事項として捕獲者に伝達。

銃猟行為 = 捕獲者の裁量範囲

- ・使用する銃種
- ・射撃する角度
- ・射撃するタイミング

使用する猟銃の性質、対象獣の知識等を考慮。的確かつ迅速に対応するため銃猟の技能を有する者の専門性に委ねる必要。

安全確保措置

損失の補償

『緊急銃猟』 制度について

(出典：環境省ホームページ
内「緊急銃猟への協
力のお願いについて
(R7.11)」)

緊急銃猟における責任等の考え方

民事上の責任

- 物損事故：市町村長が補償
(鳥獣保護管理法)
- 人身事故：市町村が賠償
(国家賠償法)

刑事上の責任

市町村長が緊急銃猟の条件を満たしていることを認め、捕獲者においても人身事故のおそれがないことを確認するなど緊急銃猟を行う者としての注意義務を果たした上で実施する限り、通常は、業務上過失致死傷罪について捕獲者の責任が問われることとはならないと考えられます。

行政処分

【銃刀法】

- 緊急銃猟に該当する発射については、銃刀法における公共の空間における発射の禁止、及び許可銃砲等の発射の禁止違反とはならない
 - 発射時の注意義務違反等については、緊急銃猟の結果として、人の財産等に危害が生じた場合であっても、当該所持許可者に対し、原則として、注意義務違反により行政処分を行うことは適当ではない
- とした上で、「緊急銃猟の実施等に関して銃刀法上の行政処分等を検討する場合には、慎重な判断を要する」とされています。

**緊急銃猟を行う者としての注意義務を果たす限り、
捕獲者が刑事上の責任等の不利益を被ることは通常想定されません**

緊急銃猟の実施を、公務員の立場として実施するかどうかにより上記の取扱いが変わることはありません
自損事故については市町村が保険の加入等により対応することになりますので、事前にご確認ください

『緊急銃猟』 制度について

(出典：環境省ホームページ
内「緊急銃猟への協力のお願いについて
(R7.11)」)

●緊急銃猟制度のポイント

(出典：環境省「緊急銃猟ガイドライン」P. 2)

緊急銃猟制度のポイント

どのような時に	<p>鳥獣保護管理法に定める4つの条件全てを満たした場合に可能 (ガイドラインP. 30)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●危険鳥獣が人の日常生活圏に侵入し、 ●危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止する措置が緊急に必要で ●銃猟以外の方法では的確かつ迅速に危険鳥獣の捕獲等を行うことが困難であり ●避難等によって地域住民等に弾丸が到達するおそれがない場合
どこで	<p>人の日常生活圏であって安全確保が可能な場所 ※主にクマ等が建物に侵入している場合や農地や河川敷での実施が想定される。</p>
誰が	<p>実施の判断や安全確保を含め、市町村が行う そのうち、銃猟の実施行為は市町村職員以外の者への委託が可能 ※発砲タイミング等は委託の範囲において銃猟の実施行為を担う者が判断。その場合の責任も市町村が負う。</p>
何を以て	<p>主にライフル銃、特定ライフル銃（サボットスラッグ弾使用）、散弾銃（スラッグ弾使用）及び麻醉銃</p>
何を対象に	<p>ヒグマ、ツキノワグマ、イノシシ（イノシシは基本的に成獣に限る）</p>
どうする	<p>人に弾丸が当たらないよう安全確保をした上で銃猟が可能 ※許可申請は不要</p>

『緊急銃猟』
制度について

●各主体の役割

(出典：環境省「緊急銃猟ガイドライン」P.9)

主体	
<u>市町村長</u>	権限主体 安全確保、緊急銃猟、都道府県への応援要請の権限を有する。 ※現実的に市町村長が現場で指揮等を行うことは通常想定されないことから、平時に市町村の担当者に権限を委任しておくことが望ましい。
<u>市町村担当者</u>	現場の指揮、安全確保、緊急銃猟の実施、原状回復、損失補償等 緊急銃猟実施の実質的な責任者として対応にあたる。
捕獲の技術を有する者（市町村職員又は市町村職員以外の者）	緊急銃猟の実施 実際に銃猟を行う者（捕獲者）。複数名で対応することも想定される。その他、捕獲者の付近で技術的サポートをする者や照明や盾などで物理的にサポートを行うことも想定される。
<u>都道府県</u>	市町村の支援等 都道府県下における鳥獣保護管理事業を可能とするために必要な人材の育成・配置を行う。また、市町村等が取り組む地域的な鳥獣の管理に対する支援を行う。指定管理鳥獣対策事業交付金を活用した市町村への支援を行う。 ※こうした内容を含め、「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」における都道府県の役割を果たす。 職員の応援派遣 市町村から応援要請を受けた場合には、職員の派遣を行う。

※警察は、緊急銃猟の実施主体ではないが、市街地にクマ等が出没した際には、警察と連携して対応を行うこととなる。

緊急銃猟の実施状況

緊急銃猟の発砲まで至った事例は44件。

出典：環境省ホームページ
12月10日更新情報

	日時	場所	対象鳥獣
1	10月15日	宮城県仙台市	ツキノワグマ
2	10月17日	群馬県昭和村	ツキノワグマ
3	10月21日	新潟県魚沼市	ツキノワグマ
4	10月22日	秋田県横手市	ツキノワグマ
5	10月23日	富山県富山市	ツキノワグマ
6	10月23日	秋田県仙北市	ツキノワグマ
7	10月24日	北海道札幌市	ヒグマ
8	10月26日	群馬県川場村	ツキノワグマ
9	10月29日	福井県勝山市	ツキノワグマ
10	10月30日	石川県白山市	ツキノワグマ
11	10月31日	新潟県阿賀野市	ツキノワグマ
12	11月4日	秋田県秋田市	ツキノワグマ
13	11月5日	富山県富山市	ツキノワグマ
14	11月5日	秋田県能代市	ツキノワグマ
15	11月7日	山形県米沢市	ツキノワグマ
16	11月8日	福井県勝山市	ツキノワグマ
17	11月9日	秋田県美郷町	ツキノワグマ
18	11月10日	富山県砺波市	ツキノワグマ
19	11月10日	山形県酒田市	ツキノワグマ
20	11月11日	新潟県新発田市	ツキノワグマ
21	11月11日	新潟県糸魚川市	ツキノワグマ
22	11月13日	山形県長井市	ツキノワグマ
23	11月13日	新潟県五泉市	ツキノワグマ
24	11月14日	新潟県胎内市	ツキノワグマ

	日時	場所	対象鳥獣
25	11月15日	山形県庄内町	ツキノワグマ
26	11月15日	富山県滑川市	ツキノワグマ
27	11月16日	福島県喜多方市	ツキノワグマ
28	11月16日	新潟県南魚沼市	ツキノワグマ
29	11月16日	山形県白鷹町	ツキノワグマ
30	11月17日	山形県鶴岡市	ツキノワグマ
31	11月20日	山形県寒河江市	ツキノワグマ
32	11月20日	岩手県洋野町	ツキノワグマ
33	11月21日	山形県米沢市	ツキノワグマ
34	11月23日	山形県米沢市	ツキノワグマ
35	11月24日	山形県飯豊町	ツキノワグマ
36	11月24日	新潟県魚沼市	ツキノワグマ
37	11月25日	秋田県秋田市	ツキノワグマ
38	11月25日	山形県鮭川村	ツキノワグマ
39	11月25日	山形県庄内町	ツキノワグマ
40	11月26日	岩手県釜石市	ツキノワグマ
41	12月1日	新潟県魚沼市	ツキノワグマ
42	12月2日	新潟県十日町市	ツキノワグマ
43	12月4日	岩手県大船渡市	ツキノワグマ
44	12月9日	山形県鶴岡市	ツキノワグマ

『緊急銃猟』
制度について

●「緊急銃猟」の訓練実施に対する市町村への支援

- 三重県、岐阜県、福井県では、県が主導して「緊急銃猟」の訓練を実施されている。
- 京都府では、府が主導して訓練を実施する予定はないとのことだが、全市町村を対象に対策を呼びかけている。

●第一種特定鳥獣保護計画・第二種特定鳥獣管理計画

<p>第二種特定鳥獣管理計画 —ツキノワグマ— 第1期</p> <p>令和7年度事業実施計画</p> <p>京都府農村振興課</p>	<p>第二種特定鳥獣管理計画 (ツキノワグマ) 第3期</p> <p>令和6年3月</p> <p>岐阜県</p>	<p>別冊5</p> <p>三重県ツキノワグマ管理計画 (中間案)</p> <p>令和7年 月</p> <p>三重県</p>	<p>第3期 福井県第一種特定鳥獣保護計画 (ツキノワグマ)</p> <p>令和4年3月</p> <p>福井県</p>
--	--	--	---

近隣府県の取組
について

●兵庫県のクマ管理（個体数管理）について（出典：兵庫県「第2期ツキノワグマ管理計画」）

「年度ごとの推定生息数による順応的管理を行うことを基本とする。」

(1) 個体数管理

ツキノワグマの管理においては、絶滅をさせない個体数の管理（絶滅リスク管理）と人身事故、精神被害等防止のための個体数の管理（被害リスク管理）のどちらも許容できる範囲内に個体数を維持することが重要である。現在、兵庫県に生息する地域個体群の推定生息数は増加傾向から高止まり状態を示しており、人身被害等の未然防止の観点から適正な個体数管理を進める必要がある。

これらを進めるにあたっては、広域協議会で算出される「東中国地域個体群」及び「近畿北部地域個体群西側」の推定生息数（中央値）に応じた絶滅リスク管理と被害リスク管理を連動させた対応を実施する。

<各地域個体群の推定生息数と対応>

地域個体群の推定生息数（中央値）	被害リスク管理での対応	絶滅リスク管理での対応
<u>400 頭未満</u>	<ul style="list-style-type: none"> 精神被害、人身被害、農林業被害防止のため有害捕獲の実施 捕獲された個体については、学習放獣^{*9}等可能な限り殺処分をしない 	<u>狩猟禁止</u>
<u>400 頭以上</u> <u>800 頭未満</u>	<ul style="list-style-type: none"> 精神被害、人身被害、農林業被害防止のため有害捕獲の実施 	
<u>800 頭以上</u>	<ul style="list-style-type: none"> 有害捕獲個体は原則殺処分 	<u>狩猟禁止を解除</u>

近隣府県の取組について

●兵庫県のクマ管理（ゾーニング管理）について（出典：兵庫県「第2期ツキノワグマ管理計画」）

(3) ゾーニング管理

健全なクマの推定生息数を維持しながら、精神被害や人身被害、農林業被害など人間とのあつれきを軽減し、クマと人間の棲み分けを図ることを目的に、ゾーンごとの適切な管理を行なうとともに、地域個体群の推定生息数に応じて、それぞれのゾーンにおいて被害リスクを軽減させるための適切な個体数管理を実施する。

ア ゾーニングの定義と管理目標

区分	森林ゾーン	集落周辺ゾーン	集落ゾーン
概念	クマの生息に適した地域	里山の地域 集落ゾーンの周辺地域	集落内や農地など人間活動が盛んな地域
クマの生息環境	鳥獣保護区の設定 良好な生息環境の維持	バッファーズーンの整備、藪等の刈払い等集落ゾーンに接近しにくい環境づくり	誘引物の除去と管理
被害リスク	登山者などとの突発的な遭遇	森林林業者、農業者、登山者などとの突発的な遭遇	農業被害、人身被害、精神的な被害
被害防除	入山者への注意喚起、情報提供	バッファーズーンの整備、藪等の刈払い等	誘引物の除去と管理、電気柵等での防除、追い払い、地域住民への注意喚起

ウ 地域個体群の推定生息数に対応したゾーニングごとの被害リスク管理

地域個体群の推定生息数（中央値）	森林ゾーン	集落周辺ゾーン	集落ゾーン
400 頭未満	有害捕獲は実施しない。 （人身事故個体等の有害捕獲は、実施可能）		有害捕獲を実施。 （捕獲された個体については、学習放獣等可能な限り殺処分をしない）
400 頭以上	有害捕獲は実施しない。（人身事故個体等の有害捕獲は、実施可能）	有害捕獲を実施。（捕獲された個体は、原則殺処分）	